

令和5年4月1日から下水道使用料を改定します

知立市の下水道事業は、事業開始から低額な使用料体系で運営してきました。これまで費用の削減や収入の増加に向けた取り組みを行ってきましたが、汚水処理に必要な経費を現在の下水道使用料収入だけで賄うことができず、不足分は下水道を使用していない市民が負担している税金も投入することで成り立っているという非常に厳しい状況です。

こうした財政状況を改善することで、将来にわたる安定的なサービスを提供し、下水道事業に投入されていた税金を他の事業の財源として活用するために、令和5年4月1日から下水道使用料を改定しますので、ご理解とご協力をお願いします。

下水道使用料の現状(令和3年度決算数値)

費用	汚水処理に必要な経費のうち、下水道使用料で賄うべきもの 6.2億円		
収入	下水道使用料 4.1億円	不足分(税金投入) 2.1億円	

※今回の使用料改定により、不足分2.1億円のおおよそ半分が改善されます。

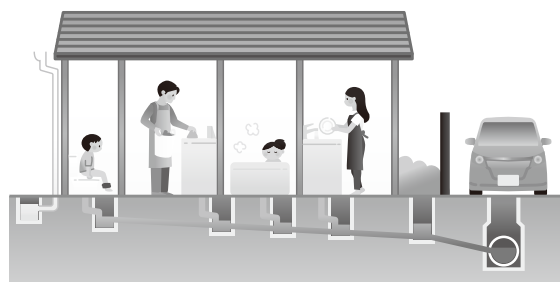
下水道使用料計算表(2か月あたり・税抜)

種別	区分		改定前(円)	改定後(円)
一般汚水	基本使用料		1,400	1,500
	従量使用料 (1㎡につき)	20㎡まで	10	30
		20㎡を超え40㎡まで	85	110
		40㎡を超え60㎡まで	95	125
		60㎡を超え100㎡まで	110	145
		100㎡を超え200㎡まで	135	160
		200㎡を超え1,000㎡まで		175
		1,000㎡を超えるもの	160	210
臨時汚水	1㎡につき		180	230



※上記で算出した使用料には、消費税および地方消費税が加算されます。

令和5年4月1日以後の使用分から改定後の使用料を適用しますが、令和5年3月31日以前から継続して下水道を使用していた場合、令和5年4月1日以後最初の検針(4月または5月)により算定した使用料は、改定前の使用料を適用します。



問 下水道課 下水庶務係 (☎ 95-0159)

下水道使用料の比較例(2か月あたり・税込)

使用水量	改定前(円)	改定後(円)	増加額(円)
0㎡	1,540	1,650	+110
10㎡	1,650	1,980	+330
20㎡	1,760	2,310	+550
30㎡	2,695	3,520	+825
40㎡	3,630	4,730	+1,100
50㎡	4,675	6,105	+1,430
60㎡	5,720	7,480	+1,760
70㎡	6,930	9,075	+2,145
80㎡	8,140	10,670	+2,530
90㎡	9,350	12,265	+2,915
100㎡	10,560	13,860	+3,300

